

静岡県教育委員会

議事録

令和元年度 第9回定例
9月18日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和元年9月18日に教育委員会第9回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|----------|---|----|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和元年9月18日(水) | 開会 | 13時30分 |
| | | | 閉会 | 14時30分 |
| 2 | 会場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 藤 井 明 宏
委 員 伊 東 幸 宏 | | |
| | 事務局(説明員) | 鈴 木 一 吉 教育部長
松 井 和 子 教育監
長 澤 由 哉 理事(総括担当)
木 野 雅 弘 参事兼財務課長
堀 口 敬 記 教育総務課長
中 山 雄 二 教育政策課長
中 川 好 広 福利課長
赤 堀 健 之 高校教育課長
伊 賀 匡 特別支援教育課長
山 下 英 作 社会教育課長
名 雪 元 健康体育課長
西 山 義 則 静岡教育事務所長
市 川 克 明 静岡教育事務所長
三 科 守 中央図書館長
塩 崎 克 幸 総合教育センター所長
大 石 正 佳 教育総務課参事
谷 学 義務教育課人事監 | | |

4 その他

- (1) 第22号議案は原案通り可決された。
- (2) 報告事項1、2は、了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 22 号議案は人事案件であるため、報告事項 2 は公開前案件のため、非公開としたいと思うが、異議はないか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは第 22 号議案及び報告事項 2 は非公開とする。今回は公開案件から審議する。

報告事項 1 監査結果に対する措置状況の報告

- 教 育 長： 報告事項 1 「監査結果に対する措置状況の報告」について、木野財務課長より報告願う。
- 財 務 課 長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 伊 東 委 員： この資料にある措置状況の文章は、何らかの形で残るのか。
- 財 務 課 長： 監査委員会事務局がホームページに公開する。
- 伊 東 委 員： それでは、資料 3 ページの『「かもしれない」運転や「運転に集中すること」の再確認を行った』という所は、言葉が足りないように思う。
- 教 育 部 長： 正確に伝えるように学校に修正してもらおう。
- 財 務 課 長： まだ公表されていないようであれば、差し替えを行う。
- 渡 邊 委 員： 掛川東高校の事例に関しては、部活動時の自家用車の公務使用中の事故となっている。掛川東高校内では、当然注意喚起が周知徹底されていると思うが、他の県立高校にも注意喚起を行っているか。
- 高 校 教 育 課 長： 教育長名で綱紀肅正の通知を行っているが、それとは別に、高校教育課長名で各県立高等学校長宛に、自家用車に生徒を乗せることは、緊急時等を除いて禁止されているということを徹底するよう、周知を行っている。
- 渡 邊 委 員： 承知した。ついやってしまう、ということも考えられるため、周知徹底をお願いしたい。
- 教 育 長： 各所属でも周知は行っていると思うが、まだ不足があるように感じる。ルールで禁止されているということについて、もう一度周知を徹底する。
- 渡 邊 委 員： こういう案件が続いたので個人的に調べてみたが、自分が不祥事を発生させてしまった際に、悲しませてしまう人の写真等を見える所に置いたり、携帯をするとといった工夫をしている所もあるようである。こういったことも、日頃、慎重に過ごす手立ての一つではないかと思う。
- 教 育 長： 1 回でもそういったことを起こしてしまうと、周囲も含めて多大な影響を与えてしまうということ認識することは、確かに重要であると思う。渡邊委員の御意見は参考にさせていただく。他に質疑等はあるか。
- 全 委 員： (特になし)
- 教 育 長： 報告事項 1 を了承する。

(会議の非公開)

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

＜非＞報告事項 2 2020年度静岡県公立学校教員採用試験実施概要・結果

教 育 長： 報告事項 2 「2020年度静岡県公立学校教員採用試験実施概要・結果」について、谷義務教育課人事監、赤堀高校教育課長、伊賀特別支援教育課長より説明願う。

説 明 員： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 採用試験そのものについて、以前も何度か触れた覚えがあるが、情報系の能力、要するにIT関連のリテラシーを問う試験は含まれているか。

義務教育課人事監： 教職員一般教養の問題の中に含まれている。

藤 井 委 員： どの程度の問題が含まれているか。

義務教育課人事監： それほど多くはない。

藤 井 委 員： これからますますプログラミング教育の重要性が増していくということも含めてであるが、実際に機器を使いこなして教育をしていくということが、当然のように行われる時代に既になっている。単に学科に関してテストをするだけではなく、そういった面での能力のチェックもした上で、総合的に判断することが必要である。もう一点確認したいが、採用予定数について、資料のどこかに記載はあるか。何名採用したかについては分かるが、採用予定者数何名に対して何名を採用したのか、ということが不明である。

高 校 教 育 課 長： 採用予定者数については記載していない。今回については、合格者数と採用予定者数は同数であるが、藤井委員御指摘のとおり、合格者数と採用予定者数は必ずしも同数とは限らないため、採用予定者数も記載すべきであったと思う。

藤 井 委 員： 全ての校種において、採用予定者数は確保できたという事で良いか。

高 校 教 育 課 長： そうである。

藤 井 委 員： それから、高校に関してはネイティブの話があったが、資料に記載はあるか。

高 校 教 育 課 長： 資料 9 ページ 1 合格者数等についての表のうち、一番下段に記載がしている。

藤 井 委 員： 承知した。これは「ネイティブ」という科目があるのか。

高 校 教 育 課 長： 外国に籍がある方について、昨年からは採用枠を作って外国語指導のために、拠点校に配置することを目的としている。合格者の方は、任期を定めない講師という形となり、基本的には定年まで勤務していただくため、ALTとは異なる身分となる。

藤 井 委 員： ここで採用されても常勤ではないのか。

高 校 教 育 課 長： 常勤である。

藤井委員：　ということは、他の科目の先生方と同じ立場になるという認識で良いか。

高校教育課長：　そうである。

藤井委員：　採用対象者となるネイティブの方々に、こういった採用をしているということがちゃんと周知されているか。

高校教育課長：　その点は課題であり、今はALTの経験がある人等が応募してきている状況ではないかと思う。この採用については、まだ2年目であるため、どのように外部に広報していくか、という点についても検討していかなければならないと感じている。

藤井委員：　この採用は、英語だけのためか。

高校教育課長：　そうである。

藤井委員：　例えば、国籍がなくても何らかの理由で日本語が堪能で、英語以外の言語についても教えられる人がいるかもしれない。そういう人がいれば積極的に採用しても良いと思う。それから、ここで決めた採用数に対して、辞退がどの程度であるかという見込みはあるか。

高校教育課長：　他県受験をしている方が辞退することもあるため、科目ごとに1、2名の補欠枠を作っている。高校全体で9名の補欠枠がある。

藤井委員：　ということは、採用決定した人の中に辞退者が居なかった場合、補欠の9名は不採用となるのか。

高校教育課長：　そうである。

藤井委員：　大まかで良いが、例年どの程度の辞退者が出るか。

義務教育課人事監：　去年は9人であった。

高校教育課長：　高校も10人程度であった。

藤井委員：　例年大体一桁位といった認識で良いか。

高校教育課長：　そうである。

藤井委員：　承知した。

伊東委員：　ネイティブの話に関して、教員免許の扱いはどうなるか。

義務教育課人事監：　教員免許を取得していなくても、受験は可能である。合格をした場合は、静岡県内だけ有効となる特別免許状を発行するための手続きをしていただき、発行となれば採用する形となる。

伊東委員：　普通の教員免許の場合、更新制となるが、特別免許状も同様の対応となるか。

義務教育課人事監：　そうである。

伊東委員：　この特別免許というものは、採用試験によって発行となるのか。

義務教育課人事監：　採用試験で合格となった場合に、取得手続きが可能となるもので、合格後、自動で取得となるものではない。

伊東委員：　特別免許の判定は、別途審査を行うのか。

義務教育課人事監：　そうである。

渡邊委員：　ということは、採用試験に合格しても審査を通らない可能性もあるということか。

義務教育課人事監：　そうである。

藤井委員：採用と直接関係はないが、現在、県内の先生方の定年は60歳か。

教育長：そうである。

藤井委員：60歳は、現在ではまだ若い世代に入るように思うが。

教育監：定年は60歳の年度末であるが、その後希望すれば再任用という形になる。

藤井委員：地方公務員の立場であるため、県の規則に全て準ずるという事で、教員だからといって特別扱いは無く、60歳で一度定年となって、再任用という形を取るという認識で良いか。教員だけ65歳定年というように、教育委員会で独自に決定することはできないか。

教育部長：できないということは無いと思うが、実現するとなると、財源や管理職の体系の整理等が必要となり、現実的には難しい。

藤井委員：現実的に難しいことは理解できるが、教員採用試験の応募数が少なくなり、採用数が確保できなくなるといった事態になりかねない状況を示唆しているため、しっかりと働ける人材を確保するという意味でも、定年の延長は、一つの案となり得ると思う。

教育部長：先ほど説明をさせていただいた再任用は、例年かなりの人数を確保している。

高校教育課長：採用人数については、再任用の見込み数も加味しながら設定している。

義務教育課人事監：義務では、大体毎年300人程度が再任用となっている。

藤井委員：その人数は、定年者全体の何割程度となるか。

静岡教育事務所長：例年、全体の3割から4割程度である。

義務教育課人事監：高校はもう少し割合が高くて、5割程度が再任用となっている。

特別支援教育課長：特別支援学校も、高校と同程度である。

藤井委員：承知した。

伊東委員：少し話は戻るが、ネイティブの採用について、そういった人が採用となること自体は望ましいことであるとは思う。しかし、特別免許状の話については、通常の教員免許取得に当たって経験する教育実習のように、実際に教壇で教えるといった経験が無いままに教えることになることもあると思うが、本当に大丈夫か心配になる。採用をした上で、キャリアに応じた研修を行う等の体制を整える必要がある。

高校教育課長：伊東委員の御指摘いただいた点について、総合教育センターの中の研修にどう載せるか等を含めて、今後検討をしていきたい。

藤井委員：小・中学校のネイティブは考えていないか。

義務教育課人事監：今のところは検討していない。ただ、英語に関する資格を持っている人に対しては加点をしている。

藤井委員：承知した。恐らく過去に事例はないと思うが、外国の大学を卒業して静岡県の教員になりたいという方がいた場合、採用試験のタイミングが合わないと思う。こういった人が受験できるような工夫の余地があるのではないかと思うが、検討を行う予定はあるか。

教育監：今後、検討できるかどうかも含めて考えていきたい。

藤 井 委 員： 良い意味でバラエティに富んだ人材を確保するために、様々な工夫をしていくと良いと思う。

教 育 長： 御指摘いただいた点については、今後検討していきたい。他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項2を了承する。

<非>第22号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、令和元年度第9回教育委員会定例会を閉会とする。